

令和 8 年度 新宿区文化財研究員（1）（産休・育休代替） 募集案内

この採用選考は、産休・育休を取得する新宿区文化財研究員職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員）（以下、「産休等取得者」という。）の代替職員として、一会計年度の範囲内で、産休・育休取得者の承認期間を限度として、新宿区文化財研究員（1）の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
一般技術系	文化財研究員（1）	若干名

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- （1）埋蔵文化財の調査及び指導等に関する事務
- （2）その他文化財の活用及び発信に関する事務

4 勤務場所

新宿区文化観光産業部文化観光課文化資源係（新宿区役所第一分庁舎 6 階）及び文化財整理事務所（新宿区西新宿 4-35-28） 等

5 任用期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 産休等取得者の承認期間を限度として、一会計年度の範囲内で期間を定めた任用です。令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

※ 産休・育休の承認期間に応じて任期が変更となることがあります。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- （1）埋蔵文化財発掘調査について必要な専門知識と経験を有する者
- （2）学校教育法における大学・大学院において考古学を専攻し、卒業した者及びこれに準ずる者
- （3）埋蔵文化財発掘調査及び整理作業の専門知識を有し、調査または整理・報告書作成作業の従事経験がある者

※ ただし、地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	「文化財調査・研究等に関する履歴書」及び「課題論文（テーマ：あなたの知識・経験を区内の埋蔵文化財の調査・保護・活用において、どのように活かしていきたいか）」に基づき、評価を行います。 ※ 文字数：1,000字程度
結果発表	令和8年8月上旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年8月中旬（予定） ※ 時間及び会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年9月上旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書等に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入して、下記のとおり提出してください。

申込書等は、新宿区文化観光産業部文化観光課で配布します。また、新宿区ホームページの「メニュー＞その他区政情報＞新宿区役所・組織＞職員募集＞会計年度任用職員＞文化（会計年度任用職員）」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	電子申請または郵送および持参による。 ＜提出書類＞ ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 文化財調査・研究等に関する履歴書 ・ 課題論文 ＜電子申請の場合＞ ・ 電子申請は logo フォームを使用します。 下記アドレス・QRコードからアクセスし、申請してください。 https://logoform.jp/form/kubz/1697855
------	--



	<郵送の場合> ・ A4版が入る大きさの封筒に提出書類を入れ、表に赤字で「文化財研究員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和 8 年 7 月 17 日(金) から 令和 8 年 8 月 3 日(月) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1(新宿区役所第一分庁舎 6 階) 新宿区文化観光産業部文化観光課文化資源係

9. 勤務条件

勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間で 1 日あたり 7 時間 30 分勤務 休憩時間 正午から午後 1 時までの 60 分 月曜日から金曜日の間で週 4 日勤務 (週 30 時間勤務) ※ 所定労働時間を超えて勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：土・日曜日及び月曜日から金曜日の間で 1 日 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇等があります。 (無給休暇) 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・ 月額 約 25 万円 (地域手当相当分を含む。) ・ 交通費支給 (上限額あり) ※ 勤務条件により期末手当及び勤勉手当が支給されます。 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。 ※ 任用期間が 2 か月以内である場合、健康保険及び厚生年金保険は適用外となります。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	1 再度の任用の有無 任用期間満了後、同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ、産休・育休等の期間が年度をまたぐ場合に限り、再度任用される可能性があります。採用の方法は選考によるものとし、募集の方法は原則として公募により行うものとします。

	2 公募によらない再度の任用 特例で公募によらない再度の任用を行う場合、原則として面接及び従前の勤務実績等により判断します。公募によらない再度の任用が行われた場合、産休・育休等の承認期間を超えた任用は行いません。 ※ 職が廃止された場合や代替の必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。
--	--

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区文化観光産業部文化観光課文化資源係

所在地 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1（新宿区役所第一分庁舎 6 階）

電話番号 03-5273-3563（直通）（土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）